

〔商法四九一〕 二重無権の抗弁が認められた事例

甲府地判平成一七年二月一八日
平成一七年(ワ)第四〇号
約束手形金請求事件
判例雑誌等未掲載、裁判所のHPに掲載
www.courts.go.jp

〔判示事項〕

本件手形は、手形割引により被告Yが金融を得ることを目的として振り出されたものであるところ、本件手形の受取人であるGからの割引金の支払はなかったのであるから、Yは、Gに対しては、割引金の支払がなかったことを理由に手形債務の履行を拒むことができ、次に、Gと原告Xとの間の裏書の原因関係は存在せず、Xは、手形の支払を求める何らの経済的利益を有さない手形所持人であるから、Yは、Gに対する抗弁をもってXに対抗し、手形債務の履行を拒むことができる。

〔参照条文〕

手形法七七条一項、一七条

〔事実〕

平成一六年七月二〇日、同月末の被告Y社の資金繰りに窮していたYの代表取締役社長（以下、Y社長）は、手形割引によってYが金融を得ることを目的として本件約束手形を振り出し、G社専務取締役Aに交付した。Y社長とAの間では、七月末日までにAがYに割引金を交付するといふ約束があったが、この期限までに割引金は交付されず、また、その後も交付されなかった。Y社長はAに対して本

件手形の返還を要求し、九月一七日頃には直接面会して返還を求めたにもかかわらず、Aは正当な理由なく返還を拒否した。

XはGから本件手形の裏書を受け、満期に支払呈示したところ、支払を拒絶されたので、Yに対して手形訴訟を提起した。手形判決ではXの手形金請求は認容されたが、Yから手形詐欺などを主張して右手形判決に異議を申し立てたところ、Xは、(a)公共事業の下請けを受注するために元請けとなるAの知己に「協力金」を支出したが、その元請けの受注が不調におわたったので、右協力金の返還のために本件手形の裏書を受けた、また、(b)F社なる会社（実在すら怪しい）に対する測量事業の請負代金の前払いのため本件手形を裏書譲渡された、などと主張した。

〔判旨〕

（振出の原因関係について）「本件手形は手形割引により被告Yが金融を得ることを目的として振り出されたのであるから、YとGとの間の手形振出の原因関係は、両者間の金銭融通に関する合意である。そして、この合意に基づく期限である平成一六年七月末日までに割引金はYに交付されなかったし、その後も交付はなかったので、融通に関する

合意は解除されたと認められるから、原因関係は消滅した。Gは本件手形について何の権利も有しない。」

（裏書の原因関係について）「Xの主張する原因関係のうち、上記(a)（協力金返還請求権）は、Xの社長自身が否定しており、本件手形裏書の原因関係ではない。上記(b)（請負代金請求権）は、これに関するX社長の供述はまったく信用することができず、X社長のいうような原因関係は存在しないと認められる。これらに加え、本件訴訟における原告の主張の経緯などの事情を総合的に考慮すると、GとXとの間の本件手形裏書の原因関係はいっさい存在しないと認定することができる。」

（結論として）「Yは、本件手形の受取人であるGに対しては、割引金の支払いがなかったことを理由に手形債務の履行を拒むことができる。次に、GとXとの間の裏書の原因関係は存在せず、Xは手形の支払いを求める何らの経済的利益も有さない手形所持人であるから、Yは、Gに対する抗弁をもってXに対抗し、手形債務の履行を拒むことができる（最判昭和四五年七月一六日民集二四卷七号一〇七七頁参照）。Xの請求は理由がないので、これを認容した手形判決を取消し、Xの請求を棄却する。」

〔研究〕

判旨に賛成

一 本件は、資金の融通を受けるために約束手形を振り出した者が受取人から何らの資金の提供を得られなかったことを理由に人的抗弁を對抗することができ、さらに、この抗弁をもって右手形を対価なくして取得した所持人にも対抗しうるとしたものである。

被告の振出人からは、本件手形は受取人により詐取されたものであるとの主張がなされているが、裁判所の事実認定においては、ほんらい受取人から振出人へ支払われるべき「割引金」が一切支払われていないことが認定されているにとどまり、受取人による詐欺行為（手形バクリ）の認定は、原告の請求を棄却するについて特に不要なものと断りを入れたうえであえて行われてはいない。ただし、判旨によって受取人から所持人への裏書の原因関係は架空の取引であることが厳しく指摘されており、所持人が対価なくして本件手形を取得したことは明確に認められている。このような振出・裏書の両手形行為の原因関係の欠缺を理由として、本件判旨は、二重無権の抗弁によって請求棄却の結論を導いているのである。

二 手形債務者が所持人の前者に対して人的抗弁を対抗しうる場合、悪意の抗弁（手一七条但書）においては所持人の手形取得時の害意が問題となるのに対して、二重無権の抗弁においては権利行使時の「固有の経済的利益」ないし「独立の経済的利益」の有無が問題となる。したがって、手形債務者からしてみれば後者のほうが所持人の手形取得時の主観的態様の主張・立証なしに抗弁を対抗しうる点でより有利であるといえる。

この点、判旨の引用する最判昭和四五年七月一六日（民集二四卷七号一〇七七頁）は夙に二重無権の抗弁の先例として知られる判決であるが、その事実関係は、約束手形が甲↓乙↓丙と流通し、その原因関係は丙↓乙↓甲への商品（掃除機三〇ダース）の各取引であったところ、取引がいずれも合意解除されて各取引上の代金債務は消滅し、商品は逐次丙に戻されたというものであった。最高裁は、「右のような事実関係のもとにおいては、甲は、手形振出の原因関係消滅の抗弁をもって、受取人たる乙に対してのみでなく、乙から右手形の裏書譲渡を受けた丙にも対抗し、手形債務の履行を拒むことができるものと解するのが相当である。ただし、かかる原因関係に由来する抗弁は、本来、直接の相手方に対してのみ対抗しうるいわゆる人的抗弁たり

うるにすぎないが、人的抗弁の切斷を定めた法の趣旨は、手形取引の安全のために、手形取得者の利益を保護するにあると解すべきことにかんがみると、前記のように、自己に対する裏書の原因関係が消滅し、手形を裏書人に返還しなければならなくなっている丙のごとく、手形の支払を求める何らの経済的利益も有しないものと認められる手形所持人は、かかる抗弁切斷の利益を享受しうべき地位にはないものといふべきだからである。」と判示して丙の甲に対する手形金請求を斥けた。

右の判旨は結論的に学説の支持を受けており（菊池和彦・手形小切手判例百選〔第六版〕七五頁参照）、右最判の前後を通じて、下級審レベルでも広く認められて来ている（東京高判昭和三十七年五月三〇日高民集一五卷五号三八〇頁、東京高判昭和三十九年八月七日金法三八九号八頁、東京地判昭和四六年二月一二日下民集二二卷一・二号一五五頁、大阪高判昭和四八年九月二日判時七二三号九二頁、福岡地裁小倉支判昭和五四年六月二二日判タ三九二号一六七頁、名古屋地判昭和五七年八月二七日判タ四九二号一四四頁）。

三 もともと二重無権とは、ドイツ不当利得法にいわゆる「二重の欠缺」(Doppelmangel)、すなわち、三者間（三角

関係）における給付の原因関係が、その資金関係(Deckungsverhältnis)も、対価関係 (Valutaverhältnis) も欠けた場合をいう。典型的には、指図引受人 A と指図人 B との間の資金関係、および、指図人 B と指図受取人 C の間の対価関係が二重に欠缺した場合であって、こうした場合に、A B 間、および、B C 間に二重の不当利得返還請求(Doppelkonfiktio) の関係が生じるのはもちろん、より簡便に A から C に対する貫徹的不当利得返還請求(Durchgriffskonfiktio) を行使しうるものとする判例・学説が有力に存する (Vgl. Loewenheim, Bereicherungsrecht, 3. Aufl. 2007, S. 32f.; Wiegand, Bereicherungsrecht, 4. Aufl. 2007, 92f.)。

ドイツ法においては手形の抽象性(無因性)は、その裏打ちとして、原因関係上の利益の調整のために給付不当利得法を立法をもって内在させており(下民七八〇条以下、七八三条以下、八二二条、八二二条)、手形債務者が、直接の当事者間においては原因関係の欠缺をもって抗弁を対抗しうる法的根拠は不当利得の抗弁であると理解されている(上柳克郎・手形法・会社法論集三六三頁以下、三八六頁以下参照)。そこで右の貫徹的不当利得の論理を為替手形(指図)のみならず、約束手形における手形抗弁に適用しうる

ものとするれば（大塚龍児「原因関係と人的抗弁」LawSchool
一八号五一～五二頁、同「いわゆる二重無権の抗弁」別冊法セ
ミ法学ガイド商法Ⅲ一八〇～一八一頁）、第三者といえども不

当利得の関係では「直接の」当事者といつてよいわけであるから、不当利得の抗弁としての二重無権の抗弁が認められるのはごく自然なことといつてよい（竹田省・手形法小切手法四八頁註（二）を嚆矢とし、大塚龍児・手形小切手判例百選〔第四版〕六七頁、シンポジウム手形・小切手法三四五頁〔倉澤、田邊コメント〕など。ただしドイツにおいて、貫徹的
不当利得が手形抗弁に應用されるものと解する立場は少数説であるとする早川徹「手形法における『権利濫用論』について」関大法学論集三六卷三・四・五号三〇八頁以下参照）。

本件判旨がこのような意味での二重の欠缺論によるものかを判断する確実な決め手には欠けるが、最判昭和四五年七月一六日と共に右の立場によって理解することは十分に可能であろう（笹本幸祐「本件解説」法学セミナー六一四号一二四頁はまさにこの趣旨か）。

四 本件に関して裁判所が採用しうる可能性のあった理論構成としては、ほかに、隠れた取立委任の抗弁、判例上のいわゆる権利濫用の抗弁（最大判昭和四三年二月二五日民

集二二卷一三三号三五四八頁）がいちおう考えられるところである。

まず隠れた取立委任裏書については、信託裏書説を採った場合、債務者は裏書人に対して有する人的抗弁をもって被裏書人に対抗できるかという問題に対して、所持人はたとえ取得時に害意がなくても「固有の」または「独立の」経済的利益がないときには人的抗弁は切断されないという二重無権の抗弁と共通の理論によるのが多数説である（竹田・前掲、鈴木竹雄・手形法・小切手法二七一頁〔但し旧説〕、倉澤康一郎・手形判例の基礎一七六頁、高田・手形小切手判例百選〔第五版〕一〇五頁）。しかも下級審には、本件と同様に、所持人への裏書の原因関係が架空ないし虚偽であると断じつつ、結局のところ裏書は隠れた取立委任の趣旨であるとして固有の利益論をもって所持人の請求を排斥したのもある（東京地判昭和四一年五月一〇日金判一〇号一〇頁、東京高判昭和四二年七月一三日東高（民事）判決時報一八卷七号九一頁）。このことから考えれば、本件判旨が所持人が主張する裏書の原因関係が、つち上げの類であったことから一足飛びに「本件手形裏書の原因関係はいつさい存在しない」としたのはやや性急であったとはいえないだろうか。というのも、およそ原因関係が一切「ない」手形行為など

考えられないのだから、何故に本件手形はGからXに裏書されたのか、その原因が「ない」ということはありえないうえに、本件で振出人Yの二重無権の抗弁権の主張を容れ、所持人Xの請求を排斥するためには、裁判所としては裏書の趣旨が隠れた取立委任であるなどの裏書の原因関係をむしろ積極的に認定していく必要があったのではないかと思われるからである。

また、権利濫用の抗弁の先例である最大判昭和四三年二月二五日は、その判例としての射程が問題であり、事実関係を仔細にみると、実は被告甲が受取人乙に振り出したのは融通手形であつて、乙から原告・所持人丙の裏書の原因関係の欠缺はすなわち二重無権をもたらずのものであつた(倉澤康一郎・下級審商事判例評釈(昭和四五年—四九年)五—一五頁、高田・商法の判例と論理(倉澤還暦記念)五一—一頁)。

しかし、周知のとおり、同判決は、「自己の債権の支払確保のため、約束手形の裏書譲渡を受け、その所持人となつた者が、その後右債権の完済を受け、裏書の原因関係が消滅したときは、特別の事情のないかぎり爾後右手形を保持すべき何らの正当の権原を有しないことになり、手形上の権利を行使すべき実質的理由を失つたものである。然るに、偶々手形を返還せず手形が自己の手裡に存するのを奇

貨として、自己の形式的権利を利用して振出人から手形金の支払を求めようとするが如きは、権利の濫用に該当し、振出人は、手形法七七条、一七条但書の趣旨に徴し、所持人に対し手形金の支払を拒むことができるもの」と判示しており、これを形式的にみる限りは、手形債務者が独自の人的抗弁を有していない場合であつても、所持人がその前者との間に有効な原因関係が存在しないという一点をもつて所持人の権利行使を濫用であるとしたものである。その点で、本件約束手形の振出人であるYに固有の抗弁(それが資金融通契約の債務不履行か、解除によるものか——丸山秀平「本件判批」中央ロージャーナル(中央大学法科大学院)三卷二号九一頁——という問題はあるにせよ)が明確に認定された本件には右最大判は適當ではないといふべきであろう。

高田 晴仁